

平成27年2月27日  
司法修習委員会幹事会  
ワーキンググループ

## 幹事会ワーキンググループにおける検討結果

### 1 分野別実務修習について

#### 【総論】

第67期司法修習生の第1クール（平成25年11月27日～平成26年1月31日※）実務修習結果簿に基づき、民事裁判・刑事裁判・検察・弁護の各分野の修習の実情を分析し、分野別実務修習ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の趣旨に沿った実施や各分野別実務修習を更に充実させるための具体的な工夫を検討した。

※ ガイドラインの発出時期との関係については、民事裁判は発出後であるが、刑事裁判は発出直後、検察・弁護は発出前である。

#### 【各論】

##### ① 民事裁判修習

###### 【実情の分析】

- ほとんどの司法修習生が、事実認定が問題となるもの2件を含む、4件以上を起案。
- 非訟事件のうち破産事件について、東京・大阪等では、分野別実務修習中に取り上げられておらず、選択型実務修習においても、募集人数との関係で、希望しても履修できない司法修習生が多数存在。

###### 【充実のための工夫】

- 起案の件数のみならず、ガイドラインの他の項目を含め質的な面での充実も更に図っていくため、司法修習生指導担当者協議会（指担協）等を活用して、実務庁への働き掛けを行う。
- 東京・大阪において、破産事件について、選択型実務修習での提供プログラムの一層の充実を図る（後述）。

##### ② 刑事裁判修習

###### 【実情の分析】

- ほとんどの司法修習生が、事実認定起案について2件以上を起案。起案総数については、4件以上を起案した者が約6割。

###### 【充実のための工夫】

- 指担協などを通じて更なる実情の把握に努め、刑事裁判修習の充実の観

点からガイドラインの記載の明確化なども含めて検討した上で、その趣旨・目的に即した修習が実現できるよう、実務庁への働き掛けを行う。

### ③ 檢察修習

#### 【実情の分析】

- 捜査実務修習については、8割以上の司法修習生が3件以上の事件を担当。

- 公判実務修習が十分に行われていない司法修習生が一部に見られた。

#### 【充実のための工夫】

- 指担協の場等で、ガイドラインの周知徹底を図り、ガイドラインに沿った検察修習の実現を目指す。

- 公判実務修習において、公判手続の傍聴に止まらず、証拠の整理や、冒頭陳述、論告等の起案をさせるといった取組が進められている。

### ④ 弁護修習

#### 【実情の分析】

- 修習の内容や法律相談・起案等の件数にかなりバラツキが生じていた。

- 民事弁護について、法律相談を6件以上、起案（裁判所提出の主張書面以外の文書を含む。）を3件以上した司法修習生がそれぞれ約8割いた一方、法律相談・起案件数が0～1件に止まる者も一部に見られた。

- 刑事弁護について、弁論要旨等の起案の経験のない司法修習生が相当数見られた。

#### 【充実のための工夫】

- 各指導担当弁護士にガイドラインの趣旨・目的が十分に理解されるよう、弁護実務修習指導に関する連絡協議会や指担協などにおいて、ガイドラインの周知徹底を図っていく。

- 規模や業態等の異なる弁護士事務所に所属する指導担当弁護士であっても、ガイドラインに沿った修習が実施できるようにするために、複数の指導担当弁護士間で協力したり、修習期間中に修習の実施状況を共有するなどの工夫例等を紹介する文書を発出し、各弁護士会に周知した。

## 2 実務修習結果簿の書式の改訂

ガイドラインに即した実務修習の実現を促すことにつなげ、実務修習の状況を的確に把握することもできるようにするために、書式を改めた。

## 3 選択型実務修習について

更なる充実を図るため、以下のような取組につき、三者それぞれにおいて、検

討を進めることになった。

**① 全国プログラムの拡充**

- 法務行政プログラムの受入人数を拡大する。
- 国の機関におけるプログラムを新設する。
- 自治体、企業、福祉の各分野について、受入先を拡大する。
- 過疎地域の公設事務所等における修習について、受入人数や受入先の拡大を図る。

**② 個別修習プログラムの拡充**

**【裁判所提供プログラム】**

- 東京・大阪において、新たな破産コースを設ける。
- 大規模庁において、専門部・特殊部におけるプログラムの増設や受入人数の拡大を図る。
- 司法修習生の多様なニーズに対応し、選択の幅を広げるため、比較的短期間のプログラムを設ける。
- 中小規模庁において、民事・刑事・家事・少年といった異なる分野にまたがる総合的なプログラムを設ける。

**【弁護士会提供プログラム】**

- プログラム提供数の少ない弁護士会において、その実情に応じて、プログラム提供数を増やす。

**【裁判所・検察庁・弁護士会間での調整】**

- 各地の裁判所・検察庁・弁護士会がそれぞれ提供する個別修習プログラムのうち、応募者等の多いもの等について、実施時期をずらすなどして、応募可能プログラムを増やす。

以上